

～裁判員制度

平成22年5月21日で

スタートから1年経過～



刑事裁判に市民が加わる裁判員制度がスタートして5月21日で1年が経ち、様変わりした法廷と社会の制度への理解が進んでいるがいろいろな課題もでてきている。

今後、制度をうまく機能させていくためには、裁判員への仕事との両立など審理に集中できるよう、周囲の配慮が大きな課題となっている。

5月21日までの1年間に起訴したのが1,664人、判決が出た被告は530人と少ない。検察側・弁護側・裁判所それぞれに理由があって、裁判の進行が遅れるようであるがもっと早いペースでの判決が望まれている。

～裁判員の量刑、東京高裁で初の破棄～

5月26日に行われた東京高裁の控訴審判決で裁判員裁判の一審判決が初めて破棄された。(懲役13年→12年に)

裁判官と市民の計9人で出した結論が3人の裁判官により覆されたことになる。日本の裁判は三審制を採用しており、裁判員裁判の制度導入後、高裁での控訴審の役割については当初から課題とされていたが、これまでの控訴審はすべて一審判決を重視し控訴棄却を言い渡してきた。

今回の棄却は市民感覚の反映を趣旨とした裁判員裁判制度に疑問を投げかけている。
(2010/05/27)

◆ 裁判員制度への企業の対応について (2010/03/25)

「[裁判員裁判制度](#)」・・・順調な運用経過・・・平成21年8月3日から12月31日までに全国の地裁で142件の裁判員裁判が実施された。裁判員候補者の中から5,415名が裁判所に出向き裁判員又は補充裁判員として1,184名が選任され、法廷での審理が行われまし

た。

審理日数は2～6日。裁判員を経験した96.7%の人は減多にできない貴重な体験であった、又、事業所に休暇制度があり、上司も理解してくれて支障なく責任を果たせたとの報告もされています。

一方、ある高校での「判決文」に対する評価では以前よりは改善されたとしても市民にとってのわかりやすさにはほど遠く、法律家はもっと表現力を磨く必要があるとの弁護士の意見もあります。

➤ 平成21年8月3日全国初となる市民が刑事裁判に参加する裁判員裁判が東京地裁で、全国第1号の判決となったのは5月に足立区で起きた殺人事件の審理でした。10月末までに起訴された裁判員裁判の対象事件被告は781人で判決が言い渡されたのは72人となっています。

➤ 裁判員又は裁判員候補者として裁判所での審理に出席するため、休暇を取得して会社を休むことは認められています。(労働基準法第7条「公民権の行使」としての取り扱い)

➤ 審理に出席するために休暇を取得したことなどを理由に、使用者が不利益な取り扱いをすることは禁止されています。

➤ 裁判員又は裁判員候補者等には日当、旅費、宿泊料などが支払われますが、事件によっては3～5日位見込まれる場合もあります。休暇制度を設けることは義務付けられておりませんが、休暇制度やその間の賃金の有給・無給については配慮・検討しておく必要があると思われます。